

○岩手県警察車両管理規程

(昭和38年3月1日警察本部訓令第11号)

[沿革] 昭和38年7月警察本部訓令第23号、39年6月第11号、50年3月第7号、52年3月第3号、4月第6号、12月第16号、54年3月第13号、55年5月第8号、58年3月第10号、60年7月第9号、61年3月第7号、62年2月第4号、平成6年3月第3号、13年3月第7号、18年3月第7号、19年3月第7号、22年11月第13号、26年3月第2号、29年3月第3号改正

警察本部  
警察学校  
警察署

岩手県警察車両管理規程を次のように定める。

岩手県警察車両管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 車両の整備点検（第7条－第9条）
- 第3章 車両の使用（第10条－第14条）
- 第4章 車庫（第15条・第16条）
- 第5章 燃料管理（第17条－第20条）
- 第6章 監査及び指導教養（第21条・第22条）
- 第7章 簿冊及び報告（第23条－第29条）
- 第8章 補則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、警察車両（以下「車両」という。）の機能を確保し、機動力の充実に図るため必要な事項を定めることを目的とする。

（車両の範囲）

第2条 この規程において車両とは、岩手県警察に所属する自動車及び原動機付自転車で、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第1条及び第2条に定めるものをいう。

（車両管理責任者）

第3条 車両の配分を受けている各所属の長を車両管理責任者（以下「管理者」という。）とする。

2 管理者は、それぞれの所属車両につき、その保全、整備及び燃料の消費等について管理責任を有するものとする。

3 警務部長は車両管理の最高責任者とし、管理者を指導監督するものとする。

4 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、警務部長を補佐し、車両の現況を把握し、その整備に当たるほか、車両及び燃料を配分する等車両の維持管理に当たるものとする。

（車両管理補佐官）

第4条 車両の配分を受けている各所属の次長等を車両管理補佐官（以下「補佐官」という。）とする。

2 補佐官は、管理者を補佐するとともに、第6条第1項に規定する取扱者を指導監督するものとする。

（整備管理者）

第5条 警察本部（以下「本部」という。）及び必要と認める所属に整備管理者をおき、自動車の点検、整備及び管理保全並びに取扱者の指導教養に当たらせるものとする。

2 前項の整備管理者は本部長が命ずる。

(車両取扱責任者等)

第6条 管理者は、その所属職員のうちから車両ごとに車両取扱責任者及び副取扱責任者（以下「取扱者」という。）を命じなければならない。

2 取扱者は、担当車両の性能を熟知し、常時、点検及び整備を行い、その保全に努めるものとする。

## 第2章 車両の整備点検

(整備)

第7条 警務部長は、四半期ごとに計画を定め、管理者をして車両を整備させなければならない。

第8条 車両検査を受けるための整備は、道路運送車両法（昭和62年法律第105号）第61条に定める検査証の有効期間満了前に実施しなければならない。

2 前項以外の整備については、必要に応じてこれを行う。

3 前2項の整備は、この規程に定めるもののほか、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号。以下「点検基準」という。）によるものとする。

(車両点検)

第9条 車両の点検を分けて、定期点検、臨時点検、一斉点検及び運行前点検とする。

2 定期点検とは、整備管理者が道路運送車両法第48条により行う点検をいう。

3 臨時点検とは、管理者又は補佐官が随時に行う点検をいう。

4 一斉点検とは、管理者が毎月1回以上日を定めて一斉に行う点検をいう。

5 運行前点検とは、取扱者又は運転者（以下「取扱者等」という。）が、運行開始前において、別に定める要領により行う点検をいう。

6 車両の点検要領は、点検基準によるものとする。

## 第3章 車両の使用

(使用の原則)

第10条 車両の使用については、濫用をさけ、常に機能の確保と燃料の節約を図るように努めなければならない。

(車両の区分)

第11条 車両は、総合運用車両と所属運用車両とし、総合運用車両は警務部警務課に、所属運用車両はそれ以外の所属に配置するものとする。

(車両の使用)

第12条 総合運用車両の使用を必要とするときは、車両使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により事前に、用務、行先、所要時間等必要事項を明らかにし、警務課長の承認を受けなければならない。ただし、緊急を要するときは口頭により承認を受け、事後速やかに申請書を提出するものとする。

2 総合運用車両の当直中における使用の承認は、岩手県警察処務に関する訓令（平成12年岩手県警察本部訓令第3号）第21条に定める総合当直責任者（以下「総合当直責任者」という。）が行うものとし、事後速やかに警務課長に報告しなければならない。

3 所属運用車両の当該所属内における使用申請、当直中の承認（当直を置かない所属は除く。）等については、前2項の規定に準じ管理者が定めるものとする。

(鍵の保管)

第13条 車両の鍵の保管者は補佐官又はそれぞれの管理者が定める者とし、その要領は別に定める。

(車両統制)

第14条 警備実施その他緊急やむを得ない場合においては、必要により第11条及び第12条の規定にかかわらず警務部長が統制を行うものとする。

## 第4章 車庫

(車庫)

第15条 車両は、必ず所定の車庫に格納しなければならない。ただし、やむを得ない事情により格納できない場合は、雨雪の防止、盗難の予防等につき適当な措置を講じなければならない。

2 車庫内には不要の物品又は危険物の放置をさけ、常に整理整頓に努め、車両の格納が完全にできるようにしなければならない。

(火災及び盗難予防)

第16条 管理者は、整備工場及び車庫における火災の予防並びに盗難の防止につき必要な措置を講じなければならない。

## 第5章 燃料管理

(燃料の配分)

第17条 警務課長は、各所属の諸情勢、配置車両の種類及び車両の走行距離並びに燃料の消費実績等を勘案の上、燃料の割当量を決定して配分しなければならない。

(燃料の節約)

第18条 管理者は、割当てられた燃料の出納を明らかにするとともに、各車両の走行距離及び燃料消費量の実績を検討し、常に、燃料の節約に留意しなければならない。

第19条 削除

(特配申請)

第20条 管理者は、特別の事由のため、配分量に著しい不足を生ずる場合は、燃料特別配分申請書(様式第2号)を作成し、警務部長に申請することができる。

## 第6章 監査及び指導教養

(車両監査)

第21条 警務部長は、年1回以上車両の使用及び燃料の消費状況等につき監査を行わなければならない。

(指導教養)

第22条 警務部長は、整備管理者の車両整備知識の習得及び整備技術の向上を図るため、年1回以上講習を行わなければならない。

2 管理者は、車両の円滑かつ適切な運行管理を図るため、所属職員に対する車両の保全及び整備等に関する指導教養に努めなければならない。

## 第7章 簿冊及び報告

(車両カード)

第23条 警務課長は、車両ごとに車両カード(様式第3号、様式第4号)を備付け、必要事項を記載して、整理保管しなければならない。

2 管理者は、配分を受けた車両につき、前項の車両カードの副本を備付け、整理保管しなければならない。

(車両附属品等カード)

第24条 管理者は、各車両ごとに車両附属品等カード(様式第5号)を作成し、車両カードとともに保存しなければならない。

第25条 管理者は、車両の運転状況等を把握するため、車両ごとに運転日誌(様式第6号)を備え付けるものとする。

2 取扱者等は、運転の都度、前項の運転日誌に必要事項を記載し、その状況を明らかにしておかななければならない。

(事故報告)

第26条 管理者は、その所属する車両が、交通事故その他の事由により損傷したときは、口頭又は電話により、その概要を速やかに警務部長に報告するとともに、警察車両事故報告書(様式第7号)により報告しなければならない。

2 前項の警察車両事故報告書は、職員に係る交通事故処理要領の制定について(平成7年6月2日付け岩警務発第59号、岩交通発第79号)に規定する交通事故発生報告書の写しをもってこれに代えることができる。

(点検、整備記録)

第27条 整備管理者が第9条第2項の点検及び点検結果に基づく整備をしたときは、その結果を車両ごとに自動車定期点検記録簿

(様式第8号)に記録し、その状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 取扱者等が第9条第5項の点検をしたときは、その結果を運転日誌に記録し、その状況を明らかにしておかなければならない。

(取扱者名簿)

第28条 管理者は、車両の取扱者を命じ、又は取扱者に異動を生じたときは、速やかに車両取扱者名簿(様式第9号)を作成しなければならない。

(定期報告)

第29条 管理者は、車両使用及び燃料等消費実績調書(様式第10号。ただし、警察本部の各所属及び学校の管理者にあつては、様式第10号の2)に、車両の使用及び燃料の消費状況を取りまとめ、翌月15日までに警務部長に報告しなければならない。

- 2 管理者は、次に掲げる事項を3月31日現在で車両カードの副本に記録するとともに、毎年4月15日までにこれを、車両使用等実績調書(様式第11号)に取りまとめ、警務部長に報告しなければならない。

(1) 年間走行距離

(2) 年間燃料消費量

(3) 年間修繕費及び整備概要(本部自動車整備工場で修理したものを除く。)

## 第8章 補則

(適用除外)

第30条 運転免許試験業務の用に供する車両については、第3条第4項、第5章、第21条、第23条、第24条、第26条及び第29条の規定は、適用しない。

附 則

- 1 この規程は、昭和38年3月1日から施行する。
- 2 岩手県警察車両管理規程(昭和31年警察本部訓令第11号)は、廃止する。

附 則(昭和38年7月11日警察本部訓令第23号)

この訓令は、昭和38年8月1日から施行する。

附 則(昭和39年6月1日警察本部訓令第11号)

この訓令は、昭和39年6月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月1日警察本部訓令第7号)

この訓令は、制定の日から施行する。ただし、この訓令の施行の際、現に使用されている様式等については、当分の間、使用できるものとする。

附 則(昭和52年3月1日警察本部訓令第3号)

この訓令は、制定の日から施行する。ただし、この訓令施行の際、現に使用されている様式については、当分の間使用できるものとする。

附 則(昭和52年4月6日警察本部訓令第6号)

この訓令は、制定の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年12月27日警察本部訓令第16号)

この訓令は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月31日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年5月19日警察本部訓令第8号)

この訓令は、昭和55年5月19日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年3月28日警察本部訓令第10号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年7月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、制定の日から施行し、昭和60年3月26日から適用する。

附 則（昭和61年3月29日警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和61年3月29日から施行する。

附 則（昭和62年2月14日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月2日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月16日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月9日警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成22年11月9日から施行する。ただし、この訓令の施行の際、現に使用されている様式については、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成26年3月3日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成26年3月3日から施行する。

附 則（平成29年3月3日警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

（省略）

様式第2号（第20条関係）

（省略）

様式第3号（第23条関係）

（省略）

様式第4号（第23条関係）

（省略）

様式第5号（第24条関係）

（省略）

様式第6号（第25条関係）

（省略）

様式第7号（第26条関係）

（省略）

様式第8号（第27条関係）

（省略）

様式第9号（第28条関係）

（省略）

様式第10号（第29条関係）

（省略）

様式第10号の2（第29条関係）

（省略）

様式第11号（第29条関係）

（省略）